

〔論 説〕

FinTech 法制の現状と展望に向けて —近時の銀行法改正と国際金融規制の影響など—

藤 川 信 夫

序章

FinTech と称される金融 (finance) と IT 技術 (technology) を融合した金融工学分野の技術革新が進んでおり、イノベーション促進の観点から規制当局・中央銀行、メガバンクなどが大きな関心を示して対応を図りつつある⁽¹⁾。他方マネーロンダリングほか規制上の課題も多く、また仮想通貨交換所の破綻事案発生にみる通り、利用者保護の枠組みの整備の必要性も検討されている。

我が国では2016年5月銀行法等改正法において、銀行等による金融関連IT企業等への出資の容易化、仮想通貨交換業にかかる制度などが整備された。2017年5月改正ではオープンAPI (Application Programming Interface) 促進の観点から規定が設けられた。AI (artificial intelligence 人工知能) 活用、業務のアンバンドリング (分解) 化など FinTech 法制の課題は種々残され、技術革新は急速かつ影響も大きいため、最終的な形態あるいは全容を見通すことは困難な状況にあるといえる。本稿は FinTech 法制について先行研究を基に現時点における概要を整理し、最新の動向も踏まえ課題と展望に向けた包括的な考察を試みるものである。

第一章 FinTech 関連業務と法制度

1. FinTech 関連法制の概要

我が国の法制度面では、従前の金融規制で用いられた業態別規制、金融商品の内容の規制を基礎としてこれまでは整備が進められている⁽²⁾。

先ず2016年においては銀行法と資金決済法等の改正が図られ、①金融グループにおける経営管理の充実として銀行持株会社が果たすべき機能の明確化、②共通・重複業務の集約等による金融仲介機能の強化として持株会社・子会社への集約等の許容、③IT進展に伴う技術革新への対応として FinTech 企業の子会社化ならびに決済関連事務受託の容易化、④仮想通貨への対応として仮想通貨交換業にかかる規制導入ならびに犯収法の対応等

(1) 日本銀行決済機構局 FinTech センター長河合祐子「FinTech が描く未来」日本証券アナリスト協会講演 (2017年8月22日)。

(2) 辻岡将基・白澤光音『「近時の Fintech に関する法制と動向」～諸外国の事例も踏まえて～』TMI 総合法律事務所セミナー講演 (2017年11月30日) 1-69頁参照。金融庁出向経験なども踏まえて関連する法制度全体の最新の動向をまとめている。

が整備されている。続いて2017年においては銀行法等の改正により、①電子決済等代行業者に関する規制整備、②電子決済等代行業者の体制整備ならびに安全管理にかかる措置、③電子決済等代行業者の金融機関との契約締結、④金融機関におけるオープン・イノベーション推進にかかる措置等が整備されている。

今後の金融庁による関連法制度の方向性としては、①同一機能・リスクに対しては同一ルールを適用し、業態別から機能別規制への転換を図る。②金融に関する基本的概念ならびにルールの横断化を図り、金融規制における定義の横断化を進める。③環境変化に対応すべく規制の横断的見直し、制度面の障害除去等の検討を進める。金融庁では機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うことが諮問され、「金融制度スタディ・グループ」第1回会合(2017年11月29日)が開催されている⁽³⁾。

2. 各分野毎の整理

最初にFinTech関連業務と法制度の大まかな整理を行っておきたい。

(イ) 仮想通貨 2017年4月施行の改正資金決済法において、①仮想通貨と法定通貨の交換を行う業務、②仮想通貨同士の交換を行う業務、③①、②の業務の媒介・取次ぎまたは代理業務、④①-③に際して利用者の金銭・仮想通貨の管理を行う業務に関しては仮想通貨交換業として登録が求められる。

(ロ) 電子決済等代行業 2017年5月成立の改正銀行法において、①預金者の預託を受けて口座内の資金を移動させる為替取引を行うことを銀行に対して指図する業務、②預金者等の預託を受けて口座にかかる情報を取得し、預金者に提供する業務に関しては、電子決済等代行業として登録が求められる。

(ハ) ロボアドバイザー関連 ロボアドバイザー⁽⁴⁾関連としては、リスク選好等の各種質問に対する顧客の回答内容を踏まえ、顧客に適した一般的な資産クラス別ポートフォリオ(構成割合)、個別の有価証券の提示を行う場合、①サービスの一環として報酬を得ずに行い、個別契約の締結がなされなければ登録等は不要となる。②報酬を得て行い個別契約が締結されれば投資助言業に該当し、登録が必要となる。

(ニ) クラウドファンディング クラウドファンディングについては2014年金融商品取引法改正により、①投資型クラウドファンディングに関する規制、②電子申込型電子募集取扱業務(金融商品取引業等に関する内閣府令70条の3第3項)の関連規制が整備された。③第二種金融商品取引業者として登録が必要となる。

第二章 FinTech関連の2016年銀行法改正

1. 2016年銀行法改正の内容—銀行等の議決権保有規制、子会社の範囲規制の緩和—

(1) 2016年銀行法改正の全体像

2016年銀行法改正は多くの項目に亘るが、全体像を示すと以下の通りである⁽⁵⁾。仮想

(3) 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」(第3回2018年1月17日開催)討議・参考資料。

(4) 人工知能を利用し資産運用、資産管理のアドバイスを行うサービスおよびシステム。

通貨への対応に関しては資金決済法の項で後述する。

(イ) 金融グループにおける経営管理の充実（銀行持株会社の機能の明確化）

銀行持株会社およびグループ頂点にある銀行がグループの経営管理において果たすべき機能を下記の通り明確化する（銀行法等改正法に基づく銀行法 16 条の 3、52 条の 21）。グループの経営の基本方針等の策定およびその適正な実施の確保、グループに属する会社相互の利益相反の調整、グループの法令遵守体制の整備、上記の他グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの。

(ロ) 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

(a) 持株会社による共通・重複業務の執行（銀行持株会社の業務範囲） 銀行持株会社グループに属する複数の会社に共通する業務であって、その業務を銀行持株会社が行うことがそのグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する一定の業務⁽⁶⁾をその銀行持株会社自身が実施することを可能とする⁽⁷⁾（同法 52 条の 21 の 2）。銀行持株会社への業務の集約には、予め内閣総理大臣の認可が必要である。

(b) 子会社への業務集約の容易化（業務委託先管理義務の見直し） 銀行持株会社グループに属する複数の会社が共通する業務をそのグループに属する他の会社（業務委託先）に委託する場合、本来であれば委託元の各子銀行に課される委託先管理義務（業務の的確な遂行を確保するための措置を講じる義務）を銀行持株会社に一元化することを可能とする（同法 12 条の 2 第 3 項）。

(c) グループ内の資金融通の容易化（アームズ・レングス・ルールの緩和） 同一の銀行持株会社の子銀行同士で取引等を行う場合、銀行の経営の健全性を損なう怖れがないこと等の要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときはアームズ・レングス・ルール（特定関係者との間の取引等の規制）を適用しない（同法 13 条の 2）⁽⁸⁾。

(ハ) IT の進展に伴う技術革新への対応

(a) 金融関連 IT 企業等への出資の容易化（5%ルールの緩和） 銀行または銀行持株会社は、金融関連 IT 企業等（情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化もしくは利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社）の議決権について、基準議決権数（銀行では 5%、銀行持株会社の場合は 15%）を超える議決権を取得・保有することができる（同法 16 条の 2、52 条の 23 など）。前記の基準議決権数を超える議決権の取得等には、原則

(5) 横山淳「FinTech, 仮想通貨などを巡る銀行法等改正法, 成立 5%ルール, グループ経営管理, 仮想通貨交換業者など」大和総研（2016 年 3 月 25 日）1-6 頁, 同「銀行の議決権保有規制等の緩和 銀行法の 5%ルールなどの見直し」大和総研（2016 年 4 月 13 日）1-10 頁参照。

(6) グループ全体の資金運用や共通システムの管理など。金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」(2015 年 12 月 22 日) 6 頁。金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」(2016 年 3 月) 3-6 頁。

(7) 従前は銀行持株会社の業務は原則子会社の経営管理に限定されていた（改正前銀行法 52 条の 21 第 1 項）。

(8) アームズ・レングス・ルールに基づく利率と異なる社内レートでグループ内の子銀行同士の資金融通が可能になる。

として予め内閣総理大臣の認可が必要である。

- (b) 決済関連事務等の受託の容易化 銀行・銀行持株会社が子会社とすることができる従属業務を営む会社（主として銀行等・銀行持株会社等の営む業務のためにその業務を営む会社）について、従属業務を営んでいるかどうかの基準を見直す（同法16条の2第11項、52条の23第10項など）。従属業務を営む会社に求められる収入依存度規制（現行、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要）を緩和し、グループ外からのシステム管理などの業務の受託を容易にすることが想定されている。
- (c) ICチップを利用した前払式支払手段（プリペイドカード）における表示義務の履行方法の合理化など（銀行法等改正法に基づく資金決済法13条など）。
- (d) 前払式支払手段発行者（プリペイドカードの発行者）の苦情処理体制の整備（改正資金決済法21条の2）。

2. 金融関連 IT 企業の出資—銀行等の子会社の範囲規制の緩和—

(1) 銀行または銀行持株会社の出資

銀行法等改正法では、①予め内閣総理大臣の認可を受けることを要件に、銀行が金融関連 IT 企業等について5%を超える議決権を取得・保有することを認める。子会社化も可能となる。②銀行が子会社とすることができる従属業務を営む会社について、従属業務を営んでいるかどうかを判定する基準の見直しを図る。銀行持株会社とその子会社が合算して取得・保有できる議決権の上限は、5%でなく15%と定められる（銀行法52条の24）。

①は FinTech に対応して、銀行による金融関連 IT 企業等への出資を容易化する。②は、従属業務を営む会社に求められる収入依存度規制（親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要）を緩和し、グループ外からのシステム管理などの業務の受託を容易にする。例として①決済関連の IT 企業などの出資・買収を通じ、スマートフォンを用いた決済サービスや携帯電話番号等を用いた送金サービスなど金融サービスを拡充する。② EC モール（electronic commerce 電子商取引市場）運営会社への出資等を通じて EC モールに集約された商流情報を融資審査等に活用し、新たな金融サービスを提供する。

(2) 銀行の子会社の範囲

銀行法等改正法は、銀行が子会社とすることができる会社として新たに以下を追加する（銀行法等改正法16条の2第1項12号の3）。情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化もしくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社。

対象企業に関して所要の業務の要件は定められているが、内容は一義的に定まるものでなく、更に「資すると見込まれる」業務も許容され、結果として広範な業務を営む会社が対象に含まれ得る。反面で銀行は子会社化の段階でなく、銀行子会社と合算して5%を超える議決権を取得・保有せんとする段階で予め内閣総理大臣による認可を受けることが求められる。規制当局による個別審査を通じ、銀行が子会社とする会社あるいは5%超の議決権を取得・保有する会社の範囲が不適切に拡大しない制度設計となっている。

銀行が子会社とすることができる会社として追加された金融関連 IT 企業等は、同時に議決権保有規制（5%ルール）の適用除外対象にも追加される（銀行法等改正法16条の4

第1項)。認可基準等については特段の規定は設けられず、今後の政令・府令・ガイドライン・実務運用などに依拠することになる。

第三章 FinTech 関連の 2017 年銀行法改正－オープン API による決済サービスの進展－

1. 銀行との契約締結義務とスクレイピングならびに FinTech 企業との API 連携

2017 年銀行法改正では IT 活用による銀行への決済指図の伝達、口座情報の取得・提供を行うビジネス促進等を目的として、①電子決済等代行業者の新設（登録制）、②銀行と事業者の協働を促す仕組みの構築、③利用者保護の観点の規制整備が盛り込まれた⁽⁹⁾。

FinTech 企業と銀行の連携に関して現状では、①顧客が電子決済等代行業者（FinTech 企業）に口座管理サービスと電子送金サービスを委託し、パスワード等を提供する。この段階では情報セキュリティ等利用者保護上の懸念がある。②電子決済等代行業者（FinTech 企業）においては法的位置付けが不安定という問題がある。③電子決済等代行業者（FinTech 企業）は金融機関のシステムに接続し、支払・送金の指示および口座情報の取得等を行うが契約締結のないケースもみられる。また金融機関に対して顧客に成り代わってアクセスを行うが、情報提供の範囲が限定されていない。このため電子決済等代行業者（FinTech 企業）と金融機関の連携・協働が進みにくい側面がある。銀行システムと利用者保護の観点から法的枠組み整備の要請があり、①業者のセキュリティ等に問題があった場合に銀行システムの安定性を害するおそれがあること、②利用者の決済指図が正確に伝達されないこと等により決済の安定性を害するおそれがあること、③口座等の認証情報を預かるため不正利用により利用者が不利益を被るおそれがあることが指摘されている。

特に銀行との契約締結義務とスクレイピングに関して、現在電子決済等代行業に該当する業務を行う者には利用者から銀行口座にかかる ID・パスワード等の提供を受け、これを使って利用者に成り代わり銀行のシステムの接続する方法（scraping スクレイピング）によりサービス提供をしている者がいるところ、次の問題が指摘されている。①銀行口座に関するパスワードなど重要な顧客情報を業者に取得・保有させることで、顧客情報の漏えい、認証情報を利用した不正送金等セキュリティ上の問題が生じるおそれがある。②電子決済等代行業者からのアクセス増大に伴い銀行システムの過剰な負荷が生じる可能性がある。③スクレイピングを行う業者のコストが API に場合に比して増大し、社会全体のコスト増大に繋がる可能性がある。反面で API による場合、銀行のシステム投資が過大になるとの懸念も存在する。スクレイピングから API への移行に関して、改正銀行法においては電子決済等代行業者は電子決済等代行業サービスの提供前に接続先の銀行との契約締結を行うことにより安全な接続方式である API への移行を促している。

改正後は、顧客は電子決済等代行業者（FinTech 企業）に委託する場合にパスワード等を提供しない。電子決済等代行業者（FinTech 企業）に対しては登録制導入、情報の適切な管理、業務管理体制の整備等を求める。電子決済等代行業者（FinTech 企業）と金融機関の間は契約締結により接続方式の開放が図られ（オープン API）、電子決済等代

(9) 前掲辻岡将基・白澤光音 17-24 頁。

事業者 (FinTech 企業) は顧客のパスワード等を用いずに金融機関に対して安全に接続でき、情報提供の範囲を限定し、支払・送金の指示および口座情報の取得等を行える。電子決済等代行業者 (FinTech 企業) と金融機関に対しオープン API の体制整備に努めること、電子決済等代行業者との連携・協働にかかる方針の策定・公表および接続に係る基準の策定・公表が求められる。両者は顧客に損失が生じた場合の責任分担ルールを策定・公表する。

2. 2017年銀行法改正の内容—電子決済等代行業、オープン API—

(1) 2017年銀行法改正の概要

電子決済等代行業者は、中間的業者として顧客サイドからの委託を受け顧客と銀行等の間でサービスを提供する業者である。API (Application Programming Interface) は、銀行以外の者が銀行のシステムに接続し機能を利用することができるようにするためのプログラムを指し、この内銀行が FinTech 企業等に API を提供し、顧客の同意に基づいて銀行システムへのアクセスを許諾することをオープン API と称する。FinTech 企業等が顧客からパスワードなどを受領し、用いなくても一定の条件の下で銀行システムにアクセスできるための仕組みといえる⁽¹⁰⁾。

(2) 電子決済等代行業に係る制度整備

- (a) 電子決済等代行業に対する登録制の導入 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができない (電子決済等代行業の登録義務) (銀行法等改正法に基づく銀行法 52 条の 61 の 2)。

電子決済等代行業は、次の①、②に掲げる行為 (預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う①に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く) のいずれかを行う営業と定義されている (銀行法等改正法 2 条 17 項)。①銀行に預金の口座を開設している預金者の委託 (2 以上の段階にわたる委託を含む) を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図 (当該指図の内容のみを含む) の伝達 (当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る) を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。②銀行に預金または定期積金等の口座を開設している預金者等の委託 (2 以上の段階にわたる委託を含む) を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること (他の者を介する方法により提供することおよび当該情報を加工した情報を提供することを含む)。これらのうち、①が EU の決済サービス指令における決済指図伝達サービス提供者 (PISP)、②が口座情報サービス提供者 (AISP) を念頭に置いたものと考えられる。

- (b) 電子決済等代行業者に対する規制 電子決済等代行業者に対して、次の規制を課す (同 52 条の 61 の 8)。利用者に対する説明 (電子決済等代行業者の権限に関する

(10) 横山淳「電子決済等代行業、オープン API に関する 2017 年銀行法改正の概要」大和総研 (2017 年 6 月 5 日) 1-8 頁参照。

事項、損害賠償に関する事項、苦情・相談に応じる営業所・事務所の連絡先など）、銀行が営む業務との誤認防止措置、電子決済等代行業に関して取得した利用者情報の適正な取扱い・安全管理、業務の外部委託を行う場合における業務の健全・適切な運営を確保するための措置など。

電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない（誠実義務）（同 52 条の 61 の 9）。電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に銀行との間で契約を締結して次の事項を定めなければならない（電子決済等代行業者の銀行等との契約締結義務）（同 52 条の 61 の 10）。利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担、業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い・安全管理のために行う措置等など。銀行及び電子決済等代行業者は、上記の契約を締結した場合は遅滞なく所定の事項（損害賠償責任の分担、利用者情報の安全管理など）をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない（同前）。

- (c) 電子決済等代行業者に対する監督 電子決済等代行業者に対して帳簿作成・保存義務、報告書作成・提出義務を課す（同 52 条の 61 の 12, 13）。当局の電子決済等代行業者に対する監督権限（業務改善命令、業務停止命令、報告徴取、立入検査など）を整備する（同 52 条の 61 の 14～17）。
- (d) 電子決済等代行業者の自主規制機関として認定電子決済等代行業者協会に関する規定を整備する（銀行法等改正法に基づく 52 条 61 の 19～29）。
- (e) 銀行におけるオープン・イノベーションの推進にかかる措置 銀行⁽¹¹⁾は、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針を策定・公表しなければならない（電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の決定・公表）（銀行法等改正法附則 10 条）。銀行は、前記（2）の電子決済等代行業者との契約を締結するに当たって電子決済等代行業者との接続に係る基準を作成・公表しなければならない（同 52 条の 61 の 11）。銀行は、上記の基準を満たす電子決済等代行業者に対し不当に差別的な取扱いを行ってはならない（同前）。電子決済等代行業者との契約を締結しようとする銀行等は、電子決済等代行業者が、利用者から識別符号等⁽¹²⁾を取得することなく電子決済等代行業を営むことができるよう体制の整備に努めなければならない（オープン API 導入に係る努力義務）（銀行法等改正法附則 11 条）。

第四章 オープン API 等にかかる欧米の規制の枠組み

1. オープン API 等に対する EU 規制

銀行等のオープン API 等に対する欧米の規制の枠組みをみておきたい⁽¹³⁾。EU 規制では改正決済サービス指令（Revised Payment Services Directive PSD2）に関して決済事

(11) 信用協同組合、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫などについても同様の規定が設けられる。

(12) 銀行法等改正法附則 11 条 2 項。ID やパスワードなど。

(13) 前掲辻岡将基・白澤光音 25-37 頁。

業者に横断的な登録制度を設けている決済サービス指令改定が図られた。即ち EU は決済の安全性・安定性の向上, 利用者保護, 決済サービス市場の効率化, FinTech 企業も含めたレベル・プレイング・フィールド (競争上の公平性) の確保等の観点から, 決済サービス指令 (PSD: Payment Services Directive) を改正している (PSD2: Revised Payment Services Directive) (採択 2015 年 11 月, 国内法化の期限 2018 年 1 月)。PISP (Payment Initiation Service Provider), AISP (Account Information Service Provider) に関する規制であり, 口座提供者 (銀行等) にオープン API を事実上義務付けている⁽¹⁴⁾。

PSD2 は以下の業務について新たに規制の枠組みを整備している。①決済指図伝達サービス提供者 (PISP: Payment Initiation Service Provider) 利用者の依頼により他の決済サービス提供者 (銀行, 電子マネー事業者, 決済サービス事業者) に開設された利用者の決済口座にかかる決済指図を伝達するサービス (PSD2 第 4 条第 15 項)。②口座情報サービス提供者 (AISP: Account Information Service Provider) 利用者が他の決済サービス提供者 (銀行, 電子マネー事業者, 決済サービス事業者) に開設された 1 つまたは複数の決済口座の情報を統合・提供するオンラインサービス (PSD2 第 4 条第 16 項)。

関連して, ①無権限取引や決済の実行に瑕疵があった場合の中間的業者と銀行等の損失分担ルール, ②不正取引等の場合に銀行等は中間的業者からのアクセスを拒否できるといった規定を設ける。③一方, かかる場合以外では銀行等が顧客による中間的業者経由の決済指図に応じるよう求めるとともに, 銀行等による中間的業者の不当な取扱いを禁止するなど, オープン API の取組みと整合的な規定が整備されている。

2. オープン API 等に対する米国規制

米国では連邦法・州法ともに PISP・AISP に相当する決済に関する中間的業者の業務を直接規制する法令は存在しないが, 各州法の Money Transmission Act 等による規制の可能性は存在する。連邦法・州法ともに口座提供者にオープン API を義務付ける規制もない。

3. EU の法体系に関する検討課題

EU の法体系について, 以下の点に関する留意および評価が我が国の今後の法整備に向けて問題となる。① PSD2 では決済指図を伝達することを業とする PISP と決済口座の情報を利用者に提供することを業とする AISP を制度の対象として捉え, 決済指図の伝達の有無をメルクマールとして法体系を整理している。②業者に関しては EU は PISP について免許制 (Authorisation), AISP について登録制 (Registration) を導入・要件を規定している。③利用者保護の観点から, EU は利用者への情報提供, 情報の適切な管理, 顧客資産の預り禁止を規定している。④ EU は中間的業者と銀行等の損失分担ルールや利用者の資産保護のためのルールについても法制が整備されている。⑤中間的業者と銀行等の関係について, EU は不正な取引等の場合に中間的業者から銀行等へのアクセスを禁止しつつ, かかる場合以外は銀行等は利用者による中間的業者を経由した決済指図に応ずるルー

(14) 金融庁事務局説明資料 (決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等) 1-19 頁。

ル、銀行等による中間的業者の不当な取扱いの禁止等の措置など、オープン・イノベーションと利用者保護等の観点からオープン API に関連づけた法体系が整備されている。

欧米のオープン API に対する取組み状況からは得られる我が国の方向性として、特に口座情報の公開あるいは独占と金融機関の競争環境、損失分担ルールのあり方等が今後の課題となろう。

第五章 FinTech 関連の 2016 年資金決済法等改正

1. 仮想通貨を巡る制度整備の背景

仮想通貨を巡る制度の整備の背景として、仮想通貨の普及と共に次の課題を受けたものと説明されている⁽¹⁵⁾。①マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の国際的な要請、②国内における仮想通貨の交換所の破綻事案の発生（ビットコイン所有権否定判決）。

①については仮想通貨が移転が迅速かつ容易であること、匿名の利用が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが国際的に指摘されている⁽¹⁶⁾。2015年6月G7エルマウ・サミット首脳宣言でも仮想通貨およびその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとることが掲げられている。同月FATF(The Financial Action Task Force)からガイダンス(GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES)⁽¹⁷⁾が公表され、各国は仮想通貨と法定通貨を交換する交換所(exchanger)に対して登録・免許制を課すると共に、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきことなどが求められた。銀行法等改正法案による資金決済法の改正はこうした国際的動向を踏まえたものと考えられる。

2. 仮想通貨にかかる制度の対応

仮想通貨にかかる制度の内容について、仮想通貨交換業を主にみていきたい。2016年銀行法等改正において資金決済法等改正が図られた。

- (a) 登録制の導入 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換等を業として行うことを仮想通貨交換業と定め、登録制を導入する（銀行法等改正法に基づく資金決済法63条の2～7など）。仮想通貨交換業は内閣総理大臣の登録を受けた者（仮想通貨交換業者）でなければ行うことは許されず（同63条の2）、違反者は刑事罰対象となる（同107条5号）。
- (b) 仮想通貨交換業者の業務に関する規定、監督規定の整備（利用者保護のためのルールの整備等） 仮想通貨交換業の登録を受けた仮想通貨交換業者に対して、次のよう

(15) 横山淳「仮想通貨を巡る制度整備」大和総研（2016年5月20日）1-17頁参照。一橋大学大学院フィンテック研究フォーラム共催カンファレンス『ビットコインなどの仮想通貨とブロックチェーンの展望』（2018年2月9日）、同『フィンテック時代のコーポレートガバナンスと会計戦略』（2017年7月19日）。

(16) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」（2015年12月22日）26頁。前掲辻岡将基・白澤光音38-69頁。

(17) Guidance for a risk-based approach to Virtual Currencies (FATF, June 2015).

な利用者保護のための規制などを整備する。情報の安全管理（改正資金決済法63条の8）、利用者に対する情報提供（取り扱う仮想通貨と本邦通貨・外国通貨との誤認防止、手数料等の仮想通貨交換業にかかる契約内容など）（同63条の10）、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理⁽¹⁸⁾（同63条の11）、仮想通貨交換業者に関する金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）の導入（同63条の12、99条～101条など）。

仮想通貨交換業者に対する当局による次の監督規定を整備する。帳簿書類の作成・保存（同63条の13）、事業報告書⁽¹⁹⁾の当局への提出（同63条の14）、立入検査等（同63条の15）、業務改善命令等の処分権限（同63条の16など）。

- (c) マネーロンダリング・テロ資金供与対策 仮想通貨交換業者に対して口座開設時における本人確認義務などを適用する（銀行法等改正法に基づく犯罪による収益の移転防止に関する法律2条2項31号など）。
- (d) 認定資金決済事業者協会に関する規定を見直す（改正資金決済法87条など）。

3. 仮想通貨を巡る制度上の論点

仮想通貨に関して整備された内容はマネー・ロンダリング、テロ資金供与対策といった国際的要請、国内における仮想通貨の交換所の破綻事案を受けて迅速な対応が要求されることが主であり、仮想通貨にかかる制度上の論点として、直ちに表面化する問題点ではないが、仮想通貨に対して各法令に基づく規制またはこれと同等の規制を課すべきか否かなど、以下の点が問題となる⁽²⁰⁾。

①仮想通貨を原資産とするデリバティブ取引に対して金融商品取引法および関連法令に基づく規制（適合性原則、証拠金など）または同等の規制、②仮想通貨交換業者に金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）に基づく規制（説明義務違反に対する損害賠償責任など）または同等の規制⁽²¹⁾、③仮想通貨の貸付けに利息制限法、貸金業法また同等の規制。④破産手続、会社更生手続、民事再生手続における仮想通貨に対する保全処分等、⑤民事執行手続における仮想通貨に対する強制執行、⑥仮想通貨の供託、信託⁽²²⁾、⑦仮想通貨の売買・使用等を巡る消費税など税制上の取扱い⁽²³⁾の各々のあり方。

(18) 分別管理状況について定期的に公認会計士または監査法人の監査を受けなければならない。

(19) 事業報告書には財務に関する書類、公認会計士または監査法人の監査報告書などを添付しなければならない。

(20) 横山淳「FinTechに関連した規制上の取り組み」大和総研調査季報第23号（2016年夏季号）42-69頁参照。2016年までの法制度に関してであるが、規制の目的・趣旨と実現のための手段・手法・手続きなどに総合的に言及している。

(21) 岡田仁志・高橋郁夫・山崎重一郎『仮想通貨 技術・法律・制度』（2015年）東洋経済新報社141-142、218-219頁。命令の効力を実際に分散型仮想通貨の仕組みに反映させることは、現実的には困難としている。

(22) 前掲決済高度化WG報告29頁。現時点では供託・信託を行うことができないとしている。

(23) 第186回国会答弁書第28号（内閣参質186第28号2014年3月7日）。

第六章 ブロックチェーンと仮想通貨等の私法上の取扱いービットコイン所有権否定判決 ならびに国際的な政策協調ー

1. ブロックチェーンと仮想通貨の性質ならびに私法上の取扱いー所有権否定判決ー

ビットコインの仕組みは、①ブロックチェーン (blockchain 分散型台帳技術・分散型ネットワーク) 上に電子的な方法により記録されている情報であり、②ネットワーク上の全てのノード (node ネットワークの中継点・分岐点) に情報が共有されることで改竄が困難になる。③各ユーザーは、各ユーザーが付与されているアドレスに紐づけられたブロックチェーン上の取引記録を差引計算して得られる数量のビットコインを保有する。④当該アドレスに対応する秘密鍵を利用することで排他的管理が可能となる。

私法上の取扱いについて、①ビットコインの価値は情報それ自体にあり、他の権利関係の記録とは異なる。②ビットコインの保有は秘密鍵の排他的管理であり、事実としてビットコインを送信できる状態にあることである。そこでビットコインに対する財産権をいかに考えるか、所有権を認める場合にビットコインの保有と所有の関係をいかに考えるか、ビットコインを債権として把握することが可能か等の問題点が生じている。

ビットコインの基本的発想は、①取引の履歴を全てブロックチェーン上に記録 (公開) して改竄を困難にする。③残高がマイナスになるような場合には先に行われた取引を優先、遅れた取引を劣後させるというルールを採用する。これにより現金の支払い時に、支払人が現金を保持していることを信用できることと同様の状態を作り出す。保有者が正当に保有していることが担保され支払い手段として安定することにある⁽²⁴⁾。

そこでビットコインに財産権が成立しない場合に上記ルールのみがビットコインの帰属を規律することになるが、不正利用時の処理等何らかの損害が生じた場合の処理は別途検討が必要となる。またビットコインに財産権が成立する場合、対抗要件等ビットコインに内在的な上記ルールと既存法体系に従った権利の帰属ルールの整合性が問題となる。

近時の事例としては、ビットコイン交換所の破産手続きにおいてビットコインの所有権が争点になった (ビットコイン所有権否定判決)。顧客の多くは、自らが付与されたアドレスにおいて直接管理するのではなく、Mt.Gox が顧客のビットコインを管理していたもので、①ビットコインが顧客の所有権の対象であれば破産手続上は取戻権として顧客が破産手続によらずに返還を請求できる。②そうでなければ顧客は一般の破産債権者として破産財団から案分で弁済を受けることができるのみとなってしまう。この点の司法判断は (東京地判平成 27 年 8 月 5 日)、①所有権の客体は有体物であり、排他的に支配可能なものに限られる。②ビットコインは有体物 (民法 85 条) ではなく、秘密鍵を用いて管理されるが排他的な支配が可能ではないことから、ビットコインに所有権は成立しないとしている⁽²⁵⁾。

事実上所有と占有の一致が実現することによる決済利用上のメリット、担保・信託等の積極的活用の道が狭まることのデメリット、ハッキング等により不正利用された場合の処理等の新しい問題点が指摘されている。

(24) ビットコインホワイトペーパー (Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System)。https://bitcoin.org/bitcoin.pdf

2. 仮想通貨関連規制と国際的な政策協調

仮想通貨等が有するリスクとして、①資金洗浄・テロ資金供与規制、②消費者保護、③税制、④資本流出入に対するリスクなどが認識され、各国規制当局は規制整備を進めている。資金洗浄・テロ資金供与規制に関しては、国際レベルの規制整備に向けた動きが見られ、欧米では既存規制の対象に仮想通貨を含める対応がとられている。我が国は既述の通り、仮想通貨への規制を含む資金決済法改正がなされた。

もともと各国の仮想通貨に対する規制の内容は区々であり、米国のように連邦政府と州政府など同一国家内の規制当局間においても対応が分かれる場合もある。仮想通貨の汎用性、ボーダレス取引という特徴を踏まえれば各国間、同一国家内の当局間における政策協調が必要となろう⁽²⁶⁾。

3. 仮想通貨規制の課題

(1) 仮想通貨の利用上の問題

ブロックチェーン技術を用いた分散型台帳を基に運営される仮想通貨システムは、実用化され利用されているブロックチェーン技術の唯一のものである⁽²⁷⁾。仮想通貨は、IMF定義では私人により創出され、独自の計算単位で表示される価値のデジタル表示で、仮想通貨はデジタル通貨の一種である。しかしながら電子マネー等の既存のデジタル通貨と異なり、法定通貨の単位(円、ドル等)で表示されず、独自の計算単位(BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)など)で表示される。

仮想通貨は投資対象としては受け入れられているが、通貨としての経済的機能を有しているか疑問となる。仮想通貨は法定通貨の交換レートに基づき法定通貨による価値を表章している。仮想通貨で支払を受ける小売業者は交換レートにより仮想通貨による価格を法定通貨の価格と共に提示している。

仮想通貨は分散型台帳システムの下で低コストと処理スピードにおいて既存金融サービ

(25) LEX/DB25541521/東京地方裁判所平成27年8月5日判決(第一審)/平成26年(ワ)第33320号。鈴木尊明「ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例」TKCローライブラリー『新・判例解説 Watch 民法(財産法)No.107』(2016年2月19日)1-4頁。有体性を厳格に理解し、関与者や電子的記録の存否から支配可能性を判断する枠組みには限界があるように思われる。「物」概念の外延を画するには有体性のみで十分とする立場に魅力が出てくるが、今度は所有権の客体たり得るかの判断に困難を来すことになる。

(26) 矢作大祐「仮想通貨が内包するリスクと各国の対応」大和総研(2016年3月3日)1-9頁参照。BIS(2015) Committee on Payments and Market Infrastructures, "Digital Currencies," November 2015.

(27) 国際商取引学会ブロックチェーン・シンポジウム資料(2017年11月12日一橋大学)・第5報告「ブロックチェーンの政策的課題」(田澤元章)44-52頁参照。この他第1報告「ブロックチェーンと国際取引法」(久保田隆)、2報告「ブロックチェーンの法と経済学」(木下信行)、第3報告「ブロックチェーンの経済学的分析」(佐々木宏夫)、第4報告「ブロックチェーンの実務上の課題」(渡邊隆彦)。IMF STAFF DISCUSSION NOTE, Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations(Jan.2016) Dong He, Karl Habermeier, Ross Leckow, Vikram Haksar, Yasmin Almeida, Mikari Kashima, Nadim Kyriakos-Saad, Hiroko Oura, Tahsin Saadi Sedik, Natalia Stetsenko, and Concepcion Verdugo-Yepes. IMF STAFF DISCUSSION NOTE, Fintech and Financial Services: Initial Considerations(Jun.2017) Dong He, Ross Leckow, Vikram Haksar, Tommaso Mancini-Griffoli, Nigel Jenkinson, Mikari Kashima, Tanai Khiaonrong, Céline Rochon, and Hervé Tourpe.

ス・システムに比し利点を有する。反面で仮想通貨の利用は金融の健全性や AML/CFT (anti-money laundering (AML) and combating the financing of terrorism (CFT) マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策) 規制, 消費者保護, 租税回避, 外国為替管理・資本移動規制などに関して問題を生じ, 金融の安定性や金融政策にも影響を及ぼしかねない。

(2) 仮想通貨の規制上の問題

仮想通貨に関する規制上の問題として, ①仮想通貨それ自体の性格付け・位置付けの問題, ②ブロックチェーン技術に基づき P2P (Peer-to-Peer ピアツーピア)⁽²⁸⁾ で取引される中央管理機関が不在の分散型システムの特徴から生ずる問題, ③仮想通貨取引の無名性・匿名性とクロス・ボーダー的性格から生ずる問題に分類される。

第1の問題点として, 仮想通貨を規制する場合, 各規制当局が執行する法令上の概念の定義・要件に仮想通貨が該当するか問題となる。米国など同一国内部においてすら仮想通貨の一貫性のある分類は困難で, 異なる権限を有する規制当局が自己の政策上の目的に従い仮想通貨を分類し法執行をしている状況といえる。

米国では税務当局の内国歳入庁 (IRS) は, 仮想通貨を money (お金) でなく property (財産) に分類し課税を行っている。財務省 FinCEN (金融犯罪取締ネットワーク) は, AML/CFT 上の義務に関する解釈で仮想通貨を value (価値) と分類し規制対象とする。CFTC (商品先物取引委員会) は, 仮想通貨を commodities (商品) と解釈し先物やオプション取引に規制権限を及ぼしている。他方で仮想通貨の性質の分類・位置付けでなく, 行われた取引の性質やタイプに焦点を当てる規制アプローチもあり, 各国における仮想通貨の取扱いの相違は国際的な規制の協力の障害となって規制の不一致・矛盾に繋がりがねない。

第2の問題点として, 仮想通貨は P2P 取引による中央管理者不在の分散型システムであり, 利用の監視や統計データなど情報収集が困難で, 誰を規制対象とするかも問題になる。仮想通貨の移転や物品・サービス交換は P2P ベースで行えるが, 現在取引所サービス・プロバイダー (仮想通貨市場参加者) の間でも行われている。

規制当局はゲートキーパー (gatekeeper) を規制対象とするアプローチをとっており, 中国は 2013 年 12 月金融機関によるビットコインの取引を禁止している。しかしながら将来仮想通貨が広く使用され法定通貨の交換もなされつつ, 仮想通貨のままでの保有と移転が一般的になった場合, ゲートキーパー規制のみでは不十分になる。包括的な規制対応が必要となり, 仮想通貨のウォレット (Wallet 財布)・サービス・プロバイダーなど仮想通貨のシステム内のみで機能する者も広範に規制対象にする必要がある⁽²⁹⁾。

第3の問題点として, 仮想通貨取引の無名性・匿名性とクロス・ボーダー取引にかかる問題がある。オープン・分散型システムの仮想通貨取引では, 当事者についてコンピュータ処理上の ID は追跡できるが, ID から現実の身元までは追跡できず, 無名性・匿名性が保たれる。AML/CFT 規制や法執行の障害となる。また仮想通貨取引はインターネット取引同様に国境を超えて利用され, 規制当局は特定の仮想通貨取引や取引市場参加者, 仮想通貨スキームに管轄権を主張することが困難となる。更に規制当局はヴァーチャル (Virtual) 空間における法執行という困難な問題にも直面する。

(28) ネットワーク上に存在する端末・コンピューターが対等の関係で相互に直接接続して分散的に通信を行う。

(29) 前掲田澤元章「ブロックチェーンの政策的課題」46-55 頁。

3. 各分野毎にみた仮想通貨の規制対応—金融の健全性とAML/CFT規制—

仮想通貨取引の無名性・匿名性とクロス・ボーダー取引の容易性から、違法な源泉の資金移動や制裁対象先への資金移動の隠蔽、偽装などに悪用できる。サイバー関連の犯罪活動において仮想通貨の無名性・匿名性が利用され、2013年米国当局により閉鎖されたSilk Road, Dark Webなど違法サイトの違法物品の支払にビットコインが用いられていた。

AML/CFT規制である顧客確認義務(customer due diligence CDD, know your customer KYC)、取引監視と記録保持、疑わしい取引の届出などの規制を仮想通貨取引に適用することがマネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止、発見、訴追に役立つことになる。ここで誰がAML/CFTの規制上の義務を負うのか問題となる。

AML/CFTに関する政府間機関であるFATF(Financial Action Task Force 金融活動作業部会)は、2014年6月仮想通貨に関する初のガイダンス“Virtual Currencies: Key Definitions and Potential AML/CFT Risks”を公表し、2015年6月第2弾のガイダンス“Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Currencies”を公表した。規制上の最重要リスクは仮想通貨と法定通貨の金融システムの交差点に集中し、仮想通貨取引所その他の市場参加者が法定通貨の金融システムへのゲートキーパーとして規制上の義務を負うべきとされる。FATFは仮想通貨を使用する者自体を規制することを主張しているのではないことが留意される。

AML/CFT分野はFATFを中心に国際協調が進み、FATFガイダンスのアプローチに従う国が多いが、規制執行・エンフォースメントの面で困難がある。オープン型の分散システムでは中央管理機関はなく、捜査対象は誰か、仮想通貨資金の凍結と差押え命令を執行する対象は誰かが不透明である。P2Pによるオープン型分散システムの場合には資産凍結、違法資産の差押えと没収など規制当局の法執行に困難が予想される。

4. 英国PSC Regimeの枠組みの援用

マネロン関連法制について、英国では法人顧客の「真の受益者」は誰かの確認義務に関し、2007年資金洗浄規則(Money Laundering Regulation 2007, MLR2007)に定義および確認方法等が規定され、2016年4月よりPSC Regime(people with significant control 重要なコントロール機能を持つ人物)に依拠する中央登記所(Companies House)による集中管理、透明性確保の規制手法が採用されている。仮想通貨交換業者にかかるマネロン、インサイダー取引の規制など仮想通貨・ブロックチェーンの領域に活用することも、規制機関の連携の下でエンフォースメントに一定の効果を発揮し得ようか(私見)。

5. 仮想通貨に関して改正資金決済法と破産法上の取戻権類似の構成の試み

仮想通貨の国内取引に関する近時の裁判例について、別途破産法上の取戻権類似の構成の試みがされている⁽³⁰⁾。

(30) 松嶋隆弘「仮想通貨に関する法的諸問題～近時の裁判例を素材として～」税理60巻14号(平成29年)2-8頁参照。なお判決の理論構成については、伊藤眞『破産法・民事再生法(第3版)』有斐閣(2014年)421頁、江頭憲治郎『商取引法(第7版)』弘文堂(2013年)255頁、中島弘雅『体系倒産法I(破産・特別清算)』中央経済社(2007年)425頁。

最高裁昭和 43 年 7 月 11 日判決（民集 22 巻 7 号 1313 頁）においては、証券会社が委託の実行として行った売買による権利取得後、委託者に移転しない間に破産した場合は、委託者は右権利につき、取戻権を行使できる旨を判示した。証券会社は顧客の指示・委託に従って買い入れた株式を分別管理すべきで、破産財団を構成せずに委託者の取戻権行使の対象とするべきことを述べる。金融商品取引法において金融商品取引業者⁽³¹⁾の分別管理義務が規定されている。

前掲ビットコイン所有権否定判決では所有権の対象でないとして取戻権の対象性も否定されたが、改正資金決済法においては仮想通貨の分別管理義務が要求されている（改正資金決済法 63 条の 11 第 1 号）。取戻権の対象は所有権に限られず⁽³²⁾、信託法 25 条 1 項準用による同種同量の仮想通貨の返還義務の存在も主張され⁽³³⁾、今後の検討が待たれる。

分別管理がなされていたのであれば、取戻権に準じた取扱いを認める選択肢もありうる事が提示されている⁽³⁴⁾。

第七章 FinTech AI を巡る米国 CFTC 規制－Reg Tech, 規制コンプライアンスを巡って－

1. AI の活用ならびに普及とリスク

AI (artificial intelligence 人工知能) の活用ならびに普及に関しては⁽³⁵⁾、米国金融機関あるいは AI ベンチャーを中心に積極的に活用を図る動きがある一方で、その抱えるリスクを懸念する向きも少なくない。

規制コンプライアンスについては、2010 年 7 月制定のドッド・フランク法（ウォール街改革および消費者保護法）に関連して、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board FRB）が公表したグローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks G-SIBs）に対して十分な総損失吸収力（total loss absorbing capacity TLAC）の確保を求める最終基準⁽³⁶⁾など、2020 年までに遵守すべき関連規制にかかる経費が、主要銀行において 10% 以上を占め約年間 2,700 億ドルが規制コンプライアンス関連の支出となる見込みである。IBM は Watson はかかる金融機関が負う高いコストを抑制する有効な手段になると考えている⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾。今後、規制コンプライアンスや不正検知の分野において⁽³⁹⁾ AI 等のテクノロジーを活用する Reg Tech (Regulation Technology)⁽⁴⁰⁾ が重視されよう。

他方金融業界では AI 導入により得られる利益だけでなく、フラッシュ・クラッシュ

(31) 証券会社が含まれる。

(32) 債権であっても、場合によっては取戻権の基礎となりうる。前掲伊藤眞 418 頁。またビットコインは著作権により保護される著作物に当たる可能性について、土屋雄一「ビットコインと税務」税大ジャーナル 23 号（2014 年）77 頁。

(33) 片岡義弘「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA2017 年 4 月号 17 頁。

(34) 所有権の有無という狭い争点となった嫌いがある。当初こそ脱法行為と目されたが、非典型担保として確立した譲渡担保と同様に、何らかの無体財産権類似の法律関係が生成しつつある。前掲松嶋 8-9 頁。

(35) 八山幸司「米国のフィンテックにおける人工知能の活用（フィンテック AI）の現状と課題」JETRO (2017 年 4 月) 1-25 頁参照。

(36) <https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20150720a.htm>

(37) http://m.ibm.com/http/www-03.ibm.com/press/us/en/pressrelease/50599.wss#_ftnl

(Flash Crash) などの生じうるシステムエラー、既存の規制がAI活用に十分対応できていないこと、加えてAIにより株取引などトレーダーの業務自動化などが進む中で労働構造に及ぼす負の影響などのリスクを懸念する声も出されている。

2. AIの活用にかかる米国CFTC規制

米国商品先物取引委員会 (U.S. Commodity Futures Trading Commission US CFTC) は、AIを用いた自動株取引を審査するべく金融機関が用いるアルゴリズム (algorithm)⁽⁴¹⁾ のソースコードに同機関および司法省 (Department of Justice) がアクセスできるようにする新規制 (Regulation on Automating Trading RegAT) を課すことを提案している⁽⁴²⁾。しかし、US CFTCに規制権限を付与することに反対する見解も出されている。

第七章 FinTech企業への銀行免許付与と我が国への敷衍ならびにグローバル金融システムにおけるジレンマ

1. FinTech企業に特別目的銀行免許を与える米国OCC提案と訴訟提起

米国では銀行業に進出せんとするFinTech企業の増加を受け、2016年12月通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency OCC) はFinTech企業に対し1864年国法銀行法 (National Bank Act of 1864) の対象となる特別目的銀行の免許を与える提案を発表した。特別目的銀行の免許付与案は州法銀行監督官協会 (Conference of State Bank Supervisors CSBS)、ニューヨーク州金融サービス局 (New York State Department of Financial Services NYDFS) の反対があり、訴訟問題に発展している⁽⁴³⁾。

FinTech企業への銀行免許付与は、我が国メガバンクなどが現状で主として指向しているFinTech企業との連携強化・資本参加、あるいは仮想通貨を含めた銀行側からの業務参入の方向性とは異なり、FinTech企業側が単独で業容拡大を図ることを後押しし、既に多くの顧客層を抱えるGoogle、Twitterなどがメガバンクにとって本格的な脅威となるきっかけを形成することになる (以下、私見)。この場合確かに肯定的な効果は得られるであろうが、国民経済の発展、イノベーション支援の題目の下で、決して規制当局が縄

(38) 前掲八山幸司「米国のフィンテックにおける人工知能の活用 (フィンテック AI) の現状と課題」17-18頁。IBMによる金融コンサルティング企業Promontory Financial Groupの買収が金融業界への本格的参入を示すものとの見方がある (ベンチャーキャピタルPropel Venture Partners社のパートナーRyan Gilbert氏)。
<https://techcrunch.com/2016/09/29/watson-financial-services-is-born-out-of-ibms-purchase-of-promontory-financial-group/>。

(39) NASDAQとAIベンチャー企業のDigital Reasoning社が共同で進める違法株式取引摘発のためのAI監視システム構築プロジェクトなど。

(40) 規制 (Regulation) と技術 (Technology) を組み合わせた用語で、新たなIT技術を活用して複雑化・高度化が進む金融規制に対応する金融ITソリューションである。

(41) 金融工学を駆使して過去の値動きから最良の執行タイミングを探る取引手法。

(42) <http://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/pr7479-16>。

(43) 上野まな美・鳥毛拓馬「米国、フィンテック企業への銀行免許案OCCが提案するも訴訟問題に発展」大和総研 (2017年5月31日) 1-7頁参照。佐藤広大「米OCCによるフィンテック企業への特別目的国法銀行免許の付与構想を巡る議論」野村資本市場クォーターリー-2017年秋号 1-10頁。

張り拡大のために FinTech 振興策に注力しているわけではないことは明らかであるものの、結果として金融規制当局の規制の網を FinTech 企業にもかぶせる形で、規制当局からすればその規制領域拡大が図られることになりかねない。もっとも規制裁定(Regulatory Arbitrage)等⁽⁴⁴⁾を考えた場合、長期的には当該国における大枠としての規制強化が FinTech 技術の流出にも繋がりかねないリスクもまた存在する。

また根本的問題として FinTech 技術への対応の可否により、一時的にメガバンクなどが米国ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (Pub.L. 111-203, H.R. 4173) 2010 年ウォール街改革・消費者保護法) のボルカールール (volcar rule) 等において制限されているはずの大きすぎてつぶせない (too big to fail TBTF) 金融機関形成に向かって拍車がかかること、地域金融機関や中小企業の成長を脅かしかねないことという不安も出される。銀行関連法制の横断化ならびに柔軟化が図られる反面で、先行きの懸念やジレンマの発生も想定されよう。

2. 政策当局の危機対応ならびにグローバル金融システムの分断リスク

FinTech については仮想通貨・ブロックチェーンにみるようにボーダーレスに取引され、規制についても金融商品取引法と同様に⁽⁴⁵⁾立法管轄権、執行管轄権およびエンフォースメントの面で実効性の確保は容易ではない。また金融システム全体の観点からは、FinTech 関連立法の整備が進むにつれ以下の点が懸念される。①リスク回避の視点からは米国における州法の域外適用にみるような過剰な規制コスト問題が生まれ、市場流動性低下に至る懸念もある。②また TBTF 問題の終結に逆行するリスクもあり、規制当局の危機対応の機動性の維持も検討されよう。③国内法制化の過程で金融規制のギャップが生じ、欧米の外国銀行規制のように各国が独自の金融規制導入を図る結果、グローバル金融システムの分断が懸念されつつある。今後の FinTech 関連規制の跛行性ならびに規制の裁定の顕現化等により、分断化傾向に拍車がかかる恐れもあろう (私見)。他方、ブロックチェーン型仮想通貨の普及により銀行の自己資本規制等の健全性規制の意味合いが変容しう。国際金融規制改革自体の方向性が交錯する状況が生じることになろう。

今後、当面は規制の横断化により技術革新と利用者の便宜の促進、国民経済の向上が期待されるが、横断化が更に進めば将来的には FinTech 企業に対する銀行免許付与などにも行き着くことも予想されることを述べてきた。その場合には概念定義の不透明さ、各国の FinTech 進展に応じた規制の跛行性の傾向に拍車がかかり、エンフォースメントの実効性確保の前提となる規制機関の国際協力・連携に大きな障壁を生じさせかねない。長期的にみた場合の産業構造の変化、規制の横断化に伴う新たなジレンマでもあろう。

(44) 全般的に業務範囲の規制緩和に向かい、静態的業態区分から機能面に着目した内容を目指し、Regulatory Arbitrage(規制の裁定)を防ぐ横断的規制体系に向かう可能性があることを指摘する。翁百合「転機迎える金融規制－国際的な動向とフィンテックへの対応－」日本証券アナリスト協会講演(2017年7月28日)。もっとも更に長期的なスパンでみれば、FinTech 企業に対する銀行免許付与等の段階にまで進んだ暁には、規制の縄張り拡大・強化の反面、別の Regulatory Arbitrage が起こりうる過程で当該国からの FinTech 技術流失に繋がるリスクはあろうか (私見)。

(45) 松尾直彦「金融用品取引法の国際的適用範囲」東京大学法科大学院ローレビュー第6巻(2011年6月)276-286頁。

また仮想通貨に関しては、改正資金決済法を整備する我が国に比し、最近になって中国等で規制強化の動きがみられ、やはり規制の裁定から逆に我が国における取引が今後は増加し、裁判に持ち込まれる事案も増えてくることが予想される。顧客・消費者保護の視点から、既存の所有権の概念などにとらわれずに新しい法律関係の生成を試みることも検討されよう。有体性と排他的支配可能性に関して、ビットコイン所有権否定判決では秘密鍵の管理者が当該アドレスにおいて残量ビットコインを管理しているとは認められないとするが、英国PSC Regimeによる実質的支配者管理の趣旨と親和する領域ともいえよう。他方、AIに関しては米国の銀行などで技術革新と実用化が積極的に進められ、CFTC規制などの検討段階にあるなど領域によって法規制の形成には跛行性が窺える。

仮想通貨については、仮想通貨取引所大手から2018年1月26日保有していた仮想通貨(NEM)が不正に外部へ送信され顧客からの預かり資産5億2,300万XEMが流出する事故が発生した。2018年1月29日金融庁はみなし仮想通貨交換業者(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置8条1項・2項・3項)コインチェック株式会社に対し改正資金決済法63条の15第1項の規定に基づき業務改善命令を発し、2月1日立ち入り検査に入った。また同条同項に基づき、同社以外の仮想通貨交換業者およびみなし仮想通貨交換業者に対してもシステムリスク管理態勢に関する報告徴求命令を発出している。我が国は決済手段を念頭に改正資金決済法による整備を図り登録制を導入したが、投機対象としての金融商品の色彩が強まり、インサイダー取引規制など不公正取引に対する規制もなく、取引所破綻などに備えた顧客の救済制度もない。これまで金融庁は法規制と業界団体の自主規制を合わせて規律を図る方式を採っていた。多額の仮想通貨流出事件を受けて投資家保護、インサイダー取引規制、経営情報開示、セキュリティ強化等の仮想通貨取引に対する金融商品取引法などによる規制強化を求める声が強まっている⁽⁴⁶⁾。

短期的あるいは長いスパンでみた課題を種々掲げてきたが、FinTech技術と企業の国民経済や産業構造に及ぼす潜在的な影響の大きさの証左でもある。既存金融機関とFinTech企業、更に各国規制機関の密な連絡の下で短期的課題と中長期的な展望に分け、丁寧到目前の課題から対処していくことが望まれる。

[本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成金に基づく研究成果である]

[参考文献]

脚注掲載の他、齊藤壽彦『近代日本の金・外貨政策』慶應義塾大学出版会(2015年)、太田三郎『企業の倒産と再生』同文館出版(2004年)、藤江俊彦『改訂新版・増補 実践危機管理読本』日本コンサルタントグループ(2012年)、松田和久「EU会社法におけるコーポレート・ガバナンスー2003年・2012年アクションプランに基づく取組みー」。

(2018.1.20 受稿, 2018.2.23 受理)

(46) 読売新聞2018年2月13日朝刊。利用者保護のため、資産の分別管理や相場操縦、インサイダー取引規制の導入も検討すべきとする(京都大学教授・前日本銀行初代フィナンテックセンター長岩下直之)。

〔抄 録〕

本稿は、金融業界のあり方を根底から変革する可能性のある FinTech の関連法制について先行研究を基に最新の内容を取り纏め、現状の議論と問題点を整理したものである。

我が国銀行法等の改正、更には仮想通貨とブロックチェーンの規制に至るまで各国規制と域外適用およびエンフォースメント、規制機関の国際協力の必要性、国際金融規制改革や金融システムに及ぼす影響と対応などについて独自の見解を交えつつ、考察を行った。FinTech の技術革新は一層進展し、新しい規制の治験もみられるなど最終の姿を現時点で予測することは難しいが、直近では仮想通貨の不正流出事件も発生する中、関連規制の整合的かつ実効性のある検討・策定を短期的・中長期的視点の両面から各国規制当局が協調して進めることが重要になる。論文掲載の貴重な機会を頂いた千葉商科大学には心から感謝の意を表したい。